

1 計画期間

これらの計画は、令和4年度から令和9年度までの6年間を計画期間とします。

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
高萩市	➡ 第3期高萩市地域福祉計画					
高萩市社会福祉協議会	➡ 第5次高萩市地域福祉活動計画					

2 計画の策定体制

■高萩市地域福祉計画（高萩市策定）

地域団体関係者、福祉・保健及び医療関係者、学識経験者、公募により決定した市民、行政関係者から選任した高萩市地域福祉計画策定委員が、アンケート調査結果やパブリックコメントに基づき、市民と行政との協働により協議、検討して策定しました。

■高萩市地域福祉活動計画（高萩市社会福祉協議会策定）

社会福祉協議会役員、社会福祉協議会支部、民生委員児童委員協議会、ボランティア、社会福祉団体、社会福祉施設、行政関係者から選任した高萩市地域福祉活動計画策定委員が、アンケート調査結果やパブリックコメントに基づき、協議、検討して策定しました。

高萩市と高萩市社会福祉協議会は、地域住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整え、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定します。

3 計画の推進体制

これらの計画の基本理念及び基本目標を実現し、誰もが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民や団体等が主体的に活動できるよう、それぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

（1）市民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、基本理念である「みんなで支え合う豊かな福祉のまちづくり～地域共生社会の実現～」を目指します。

そのためには、声かけやあいさつ、簡単な手助けなど、自分がすぐにでも取り組めることから地域とのつながりを深め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動など興味をもって積極的に参加することなどが期待されます。

(2) 行政の責務

これらの計画は、本市における地域福祉推進の指針となるものです。計画の推進にあたっては、少子高齢化、ライフスタイルや福祉のニーズの多様化などに対応しつつ、制度の狭間にある福祉課題へ対応するため、子ども、高齢者や障がい者施策など各分野との連携を高めます。

(3) 社会福祉協議会の責務

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

そのため、市と協働し地域福祉の推進役を担うとともに、その推進において地域住民、各種団体や市との調整役としての役割が期待されます。

4 計画の進行管理・評価

地域福祉をより効果的に推進していくため、各施策の進捗状況を把握するとともに、基本目標の達成に向けて取り組みにおける効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善などのためのPDCAサイクルを確立していくことが重要です。

本市においては、計画の進行管理については、市民、地域福祉団体、市、社会福祉協議会、社会福祉関係者などで構成する「地域福祉計画策定委員会」及び「地域福祉活動計画策定委員会」において、国の社会福祉制度改革の動向も十分に注視し、他の福祉関連計画とも整合性を図りながら、推進体制の整備と点検・評価を行います。

